

大明律例譯義

九

7保4
6038
14-10



門 保生
號 6038
卷 14-10

大明律例譯義卷之九目錄

人命

謀殺_ス人_ヲ

謀殺_ス制使及本管長官

謀殺_ス祖父父母父母

殺_ス死_ス姦_ス夫_ヲ

謀殺_ス故夫父母

殺_ス一家三人

採_ス生折割_ス人_ヲ

造_ス畜蠱毒殺_ス人

鬪毆及故殺_ス人_ヲ

屏_ス去_ス人服食_ヲ

戲_ス殺_ス誤_ス殺_ス過失_ス殺_ス傷_ス人_ヲ

大即

夫毆死有罪妻妾
 殺子孫及奴婢圖賴人
 弓箭傷人
 車馬殺傷人
 庸醫殺傷人
 窩弓殺傷人
 威逼人致死
 尊長為人殺私和
 同行知有謀害
 關毆
 關毆
 保辜限期
 宮內忿爭

皇家祖免以上親被毆
 毆制使及本管長官
 佐職統屬毆長官
 上司官與統屬官相毆
 九品以上官毆長官
 拒毆追攝人
 毆受業師
 威力制縛人
 良賤相毆
 奴婢毆家長
 妻妾毆夫
 同姓親屬相毆
 毆大功以下尊長

毆期親尊長
毆祖父母父母
妻妾與夫親屬相毆
毆妻前夫之子
妻妾毆故夫父母
父祖被毆

罵詈

罵人
罵制使及本管長官
佐職統屬罵長官
奴婢罵家長
罵尊長
罵祖父母父母

妻妾罵夫期親尊長
妻妾罵故夫父母

大明律例譯義卷之九

人命



人の命を殺害する

罪と論じられた律なり

謀殺ス人

人とは後述の如く、我が心より心よたくして、
もたてて調伏するとして人となりて謀殺す。



凡人謀殺す分けぬに殺す一と殺起し一と殺中
と折派より人附後して加功し殺者ハ一と殺起し一と殺中
行ふた、あ後よのりもあはしむと、手傷めく、手と下し、手
はしとハ、^{不効}杖一百流三千里、つても世の若死し、
すや、^{不効}杖一百、^{不効}流三千里、^{不効}杖一百、^{不効}流三千里、
人となりん、^{不効}杖一百、^{不効}流三千里、^{不効}杖一百、^{不効}流三千里、
杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、
は流して、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、

妻妾異姓、夫の父母、
叔母、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、^{不効}杖一百、

たされしよりいづこころ付も傳はされ杖一百後二年
り死すなり

為斬りお役して教しにうりし事も思ひの糸乞
の者よも疵を負せられ杖一百後二年後若ら一木は
はつた

後若らありしと杖一百同一くお役しある者のいひの
らに死すなり

まおしききく教さんとせし遣きの者いも手代にけり
教さんいしりしにさすいもきとけりて海とけりし
したれし斬り疵付たれし後傷人そしは後い一木せりかとも
杖一百後二年の罪は斬り

そ物よ出寄さう若らも傷よさうたさともて代下
傳いしきり若ら一若を減し人として
杖一百後二年傷人杖九十後二年
杖九十傷けられ
若らハ係教するいしにそ教した若の杖也若ら

法置と同くそ役やふたは皆斬罪に抄り難言
合

丁ゝ法置の仕解

謀殺制使及本管長官

初命にけたまうて弁へ出使いする官制使はあをけり
り支配する之が官の長友いしそを係教する罪を
凡そ子ハ初命候奉るいし弁へ出使いする人若友吏の
おあはしりし教さん及い支配下り民とてこつさとい
支配する人知府知州知縣の官代教さんといし又軍士
若らありし支配も此の指揮千戸百戸を代し三司教
せんう又は所の代りお承も此承の大小いし之の友信し
る長友守及係しと教さんとすれ時若教しよかされ
杖一百流二千里若も疵しとてお役せられ後罪に抄り若
又教しにせしめし若のいし斬罪に抄り也

謀殺祖父母父母

戒り祖父母父母たる時
と云ふらんとも罪と云

凡我の祖父母父母と云ふらんとはりて是も一期年より後と云ふ
戒り親方方の親親并に母方の祖父母又ハ父或ハ父の
祖父母父母代教さんと云ふは母方計は若しに戒りこれに
皆く折罪は行へ教しお知せよ其罪凌遅し死罪は行へ
たなり凌遅ハ先ほど是のうちにその親を 徳麻三月月日杖五尺
と云ふは長杖は罰杖と云ふは罰杖と云ふは罰杖と云ふは罰杖と云ふ
戒り此と云ハ杖一百流二千里是すても戒りて其罪ハ
後罪は行へ若し又折るは戒り此と云ハ不殘折罪は行へ也
是も長杖あり者戒り親方代卑幼代教さんと云ふは母方計
すくふ折りに戒り此と云ハ是も戒りて其罪ハ行へ

戒り此と云ハ杖五十罰杖一年を教りて其罪ハ行へ關設律ハ祖父母
好疎と云ハ是も杖五十杖一年を教りて其罪ハ行へ父母心りて好と
好疎と云ハ是も杖五十杖一年を教りて其罪ハ行へ父母心りて好と
好疎と云ハ是も杖五十杖一年を教りて其罪ハ行へ父母心りて好と

若し奴婢番代又ハ雇工人一季者の親是者の家長七部の
と教さんと云ふはりて是も戒り此と云ハ是も戒りて其罪ハ行へ

又ハ家長の代祖父母又ハ徳麻三月月日杖五十杖五十
少の親親と云ふはりて是も戒り此と云ハ是も戒りて其罪ハ行へ
戒り此と云ハ杖五十杖一年を教りて其罪ハ行へ折罪ハ
戒り此と云ハ杖五十杖一年を教りて其罪ハ行へ折罪ハ

殺し死ス 姦夫一

姦夫ハ今の密妻の事也人の妻を
密通する者と云ふ也

凡妻妾の親一人密通し其時其の妻死すとも其傷り死す
密通せし男女ともに二人中一人に罪代滿り其
よ不及るも其罪又密妻は一人に二人に罪代滿り其

時廿六日... 和姦... 子姦... 妻姦の類... 因... 夫... 死... 罪... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

條例

一 女... 男... 夜... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

夫死して後... 妻... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

凡妻妾... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

若も... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

殺二一一家三人

一 家の内... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

凡一... 杖... 謀殺... 故... 夫... 父母...

一凡一人と支解する者ハ切下りては是を切ては流すに堪はず又ハ
凌遲の死罪より人ハ殺す者ハ家田宅ホハ殺されし者ハ
此處より捨り也新ハ一ハ殺す者の妻子ハ流二千里後ハ少者ハ刑
罪より人

條例

一凡一家の内中ハ死罪にしてハ殺者三人と殺し者亦一人
ハ支解し殺者ハ一ハ殺者ハ家田宅内ハ一ハ死すれハ
家田宅ホハ殺されし者ハ一ハ殺者ハ妻子ハ流二
千里内中ハ屍骸ハ一ハ細き者ハ碎て首ハ一ハ獄つて一人
の名中ハ一ハ殺す也

一人ハ支解し殺してハ一ハ殺者ハ支解せんとかくハ殺すハ
あつた人ハ殺し又ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
も一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
て一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
も一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
殺の罪より一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
支解ヤ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ
支解ヤ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ

抹生折割人

抹生折割人ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ一ハ殺者ハ

一凡一人と支解する者ハ切下りては是を切ては流すに堪はず又ハ
凌遲の死罪より人ハ殺す者ハ家田宅ホハ殺されし者ハ
此處より捨り也新ハ一ハ殺す者の妻子ハ流二千里後ハ少者ハ刑
罪より人

の勢小なり之を葬りて之を中へに古より此と云ふと
 地より七尺十二五寸也 抄三十一卷二節又此は折せり二百二寸也
 抄八卷又此は折せり二百二寸也 抄二十二卷

夫毆死 有罪 妻 妾

有罪妻妾を以て之を殺すは罪
 有り之を殺すは罪有り

凡妻妾は妻の祖父母父母也 或は殺す或は罵ると云ふは
 杖八十 擯すは杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 と之を以て杖下は杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

其妻妾罪ありて杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 いふては身死すは杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

殺し子孫及奴婢 圖類人

我の子孫及奴婢を以て殺すは罪有り 殺すは罪有り

凡祖父母父母也 杖七十 杖八十 杖九十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

者我々我が奴婢也 杖七十 杖八十 杖九十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

死す者杖八十 杖九十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

死す者杖八十 杖九十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百
 杖八十 杖一百 杖二百 杖三百 杖四百 杖五百 杖六百 杖七百 杖八百 杖九百 杖一百

その後、このくさり物、たちを殺して、ひくひく、この通り、の罪を、
死罪すすべし罪をひくく、死罪より、
 流罪より、死罪より、死罪より、流罪より、

其又古のくさり物、殺さる、川に、放物、つら、つら、つら、
 どの放物の、言、計、中、竊盗、の、律、よ、つら、つら、つら、
 杖、百、二十、サ、より、杖、百、流、二、千、里、止、り、又、人、の
 放物、を、つら、つら、去、者、の、白、書、捨、奪、の、形、は、流、して、罪、を、
 杖、百、流、二、千、里、中、の、城、と、計、り、ま、ま、其、老、の、竊、盗、は、
 二、考、計、は、依、る、つら、つら、刺、と、免、し、は、つら、つら、つら、
一考、計、は、依、る、つら、つら、刺、と、免、し、は、つら、つら、つら、
 二考、計、は、依、る、つら、つら、刺、と、免、し、は、つら、つら、つら、
 一考、計、は、依、る、つら、つら、刺、と、免、し、は、つら、つら、つら、

條例

一、妻及弟妹、子孫、姪孫と、子と、孫との、婦、故、と、殺し
 て、其屍骸、を、川、に、流、す、之、の、者、殺、した、ら、つら、つら、
つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、

お、い、ま、い、せ、ん、と、す、る、時、は、修、し、
 ち、色、衝、は、多、く、有、月、は、
 多、く、軍、小、元、川、

弓箭傷人

弓箭の、
 一、杖、百、流、二、千、里、の、罪、は、
 杖、百、流、二、千、里、の、罪、は、

車馬殺傷人

車、馬、を、殺、し、傷、つ、
 杖、百、流、二、千、里、の、罪、は、
 杖、百、流、二、千、里、の、罪、は、

高弓をくしてお果る。又一人は新を、赤い月より言は
りつゝ、お果る。たゞうへて然と地方に遠くは、茶
用いし人として新を、お果る。新を、お果る。

高弓殺傷人

高弓、敵を、くして、お果る。又一人は新を、赤い月より言は
りつゝ、お果る。たゞうへて然と地方に遠くは、茶
用いし人として新を、お果る。新を、お果る。

元歩捕戸、は方の、抗、敵、源、山、暗、即、を、極、敵、は、け、は、

抗、敵、源、山、暗、即、を、極、敵、は、け、は、

又、高弓を、くして、お果る。又一人は新を、赤い月より言は

りつゝ、お果る。たゞうへて然と地方に遠くは、茶

用いし人として新を、お果る。新を、お果る。

高弓を、くして、お果る。又一人は新を、赤い月より言は

高弓を、くして、お果る。又一人は新を、赤い月より言は
りつゝ、お果る。たゞうへて然と地方に遠くは、茶
用いし人として新を、お果る。新を、お果る。

威逼人致死

威、逼人、致、死、也。

元何事をも小付、威逼人、致、死、也。
先の者、すくなく、自ら、害、す、中、に、志、高、く、者、は、杖
一百、を、お果る。官、吏、及、ひ、ら、中、に、杖、を、お果る。者、は、用、の
事、に、お果る。已、り、私、事、を、付、し、平、民、と、お果る。逼、る、事、は、
死、す、る、事、に、お果る。志、高、く、者、は、杖、二、百、を、お果る。埋、葬、地、
百、目、を、お果る。死、す、る、者、の、志、高、く、者、は、杖、二、百、を、お果る。
お果る。親、類、は、期、年、の、後、を、更、に、親、類、方、に、お果る。親、類、
は、長、代、を、お果る。死、す、る、者、の、志、高、く、者、は、杖、二、百、を、お果る。

の親人等通しむる時夫の祖父母父母のおもてかまはれたるめと志のくしらの
庭の時まの祖父母父母のけい愛おしむる自滅するれと威逼也威逼
わくやういふことと子孫致祖父母父母妻妾夫の祖
父母父母致殺川律よりんく新罪よりんる書書成り
夫と威逼して死せしむる若妻致夫至篤疾より付は後て
後罪よりんる一いつとことと奏す一思ひてはれりる居す一
一婦人我々夫の死して一生志をなく再び嫁し仰じ
とておれ付て婦人別小主婚の志したるれは
おの親親とれらる世後する親方威逼法よりん我々威逼
要ししむるおれしむる後初るをせしむる後初るをせしむる
かになせしむるおれしむる人とは自滅するは致しは若
ら威逼し付は仍く死せしむる葬法致出せしむる
死人の色漸くありて一軍よりんる
一凡軍人民人等何事をもしむる我々我々我々我々我々我々我々

取役の官人と威逼して自滅するは期親の
の親方よりん親を致威逼して死しむるは仍く後罪
小初いしむるは仍く死せしむるは仍く後罪
とけ漸くふる一軍よりんる

尊長為人殺私和

我々親方よりん親を致威逼して死しむるは仍く後罪
且速ちあるは仍く死せしむるは仍く後罪
しむるは仍く死せしむるは仍く後罪

凡我々祖父母父母及し夫よりんる尊長の親人は殺され
あつ付はの子孫書書奴婢府工人の親且速ちあるは仍く
一若て讐としてしむるは仍く死せしむるは仍く後罪
十命一若忠しておれ者ハ杖一百後二年却年一若也
賜て更に親を致しむるは仍く死せしむるは仍く後罪
若忠しておれ者ハ杖八十後二年

日教と定りて書せしむる事也
朝限は其日限としり事なり

元保亭と云ふ。子辰杖むせ。少の犯人よ。子辰杖むせ。時を酌むる。
かげ書せしむる。しり事也。を幾日以内。日さう。と定む
それ日限の印。出せ。死せしむ。しり。少の人。とさう。しり。
すの定め。日教。しり。内よ。子辰杖むせ。死の時。罰。罰殺
人の律。しり。死せしむ。しり。破傷。傷。罪。しり。也。
若又書せしむる。法合。しり。日限の印。出せ。日教。しり。又。しり。
日教の内。しり。子辰杖むせ。平金。しり。少の律。
明白。平金。しり。死せしむ。しり。少の律。
少く。古の。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。後。死罪。
しり。罰。しり。罰。しり。死罪。しり。死罪。しり。
は。しり。也。日教の内。しり。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。
少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。
少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。

折傷。しり。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。
金す。り。者。の。胎。しり。墮。しり。子。死。しり。たら。り。若。又。少。の。其。
志の。海。の。死罪の上。よ。たら。り。二。少の。減。す。しり。日限。しり。
内。平。後。す。り。しり。殘。疾。瘡。瘡。新。傷。若。疾。しり。た。り。り。疾。
は。死。せしむ。しり。又。しり。定。む。日限。しり。平。後。せ。しり。志。
は。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。
は。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。
少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。

は。少の。死せしむ。しり。死罪。しり。死罪。しり。死罪。しり。
及。物。又。湯。火。や。しり。人。を。や。しり。傷。け。しり。二十。日。
日。教。と。書。す。
少。足。前。貴。を。少。し。り。少。く。しり。貴。杖。しり。折。す。しり。は。
胎。限。と。者。ら。少。十。日。日。教。と。書。す。しり。古。の。日。書。せ。しり。せ。しり。

平後子より中にいふ如く也右に日限の内一死されたるの
底行てはるをたし殺罪を初らざる

條例

一 扇政一人と場をある付若者の日殺せりて一月は
未金せ給延引して行て日限の印へ出るは又も是に
又ハ代物又ハ刃切并は湯火の殺して底行たるは是れ
日殺の介十日の内は扇政若折ならんらるゝは又
骨代砂り墮胎の者とはは是れ介二十日の内は若折
その負せたるも底はあつては身死する付穿毀金の上は
介にまゝいられはむとて條章より日殺の介よりも是れ
死罪は是れをいへむ奏せしめて思を請く許ゆるは若折
介一罪は濫死罪は定めて奏せしめて天誅を請ふと事
成るべく

宮内念争

藤原門より内院之内は念争は海立しりて
御由りて争ひ給はれ念争と云ふ

凡そ子に之内は折ら落しみるに之を奪しす中此後也
物事念争もさる事とす。あふ争ふ事とす。さる事といひ
合を御座の間とす。争ふ事とす。又らあふに殿合は杖一百
折傷より上の事なり。此れは之の扇政傷の罪より
二事争ひすり也。扇内たるは又争ひ。奉天門より内皇御殿
事あり。折、一争と云ふ。殿内を念争と云ふ。若折は杖六十。声は御座の
事。元一年折傷は杖六十。折は杖六十。折は杖六十。折は杖六十。
昔の扇政傷も折事三争の事也。

皇家祖免以上親被一殿

皇太后の御子の子の事也。祖免は其の親の事也。折傷は不承して、
白布にて改め給ふ。右の條目は祖免にて改め給ふ。上の親の
人は改めたる事也。
律とす。

凡そ子の代より末の遠は親也。折傷は不承して改め給ふ

成りあつた上目の友と名の中に属して後へうけしお紀せら
ゆ友と下れらうりわとと名任は上目よりうけしもの
も人らにのま紀中の人といふ
ついでに所より名をすすべし

凡監隊上目 万市のくれりし事とし中知する所も名代監隊上目
しと知れしと知別といひ知別しと知府といひ知府
改訂し布の長官ハ勿論とれし所といひしと名代友を版友
ると我らに属しと名代とすら下目は友の官と位階
と代より名代者とお敵事あり付く之に代り名代下の
民の間に代より名代友より名代り付く事とお敵付の上
目下目のらららしと名代と我より名代はたつこの
人のお敵律よりいふ罪と為し又代統て名代する
友より名代人の代と位階同し此有とお敵と古に代より凡
の關敵といふと罪状海す

九品以上官敵長官

九品以上は流内官の長官は敵事以上は海をた版
は九品以上は流内官の長官と敵つて罪と為し

凡九品より少く六品まで流内官名は代りしともし
方代より少く一品との名は代敵若くは六十位一と折
傷より少く少く者らほこの人より關敵の罪は二名代
加ふ名代より一品の名と敵より名代より少く一と名
と名代より少く一と名代より名代敵と傷けし名代し名
その關敵傷の罪より二名加へく名くとも名也

拒敵追攝人

拒敵追攝人を代追と名する人とも名つとも名を撰と名
細しと年首といふ事ありしと名するとも名するとも名
かよせぬと名するとも名するとも名するとも名するとも
いふ事ありしと名するとも名するとも名するとも名するとも

凡官名は人として造し細くは後略と名するとも名するとも
事いふ事ありしと名するとも名するとも名するとも名するとも
よ及くは名より少くその名より人として敵より名代八十名敵
すく名より少くは名より少くは名より少くは名より少くは

敵とある者官職のちを去る親類の肉を斬りて
罪にほのくしるを死に付い人將へて死の上二為如
て中とまると杖一百流三千里心ちを斬りて人馬
よとせし殺罪より人死しとて斬罪より支する也

毆受業師

儒業とてけり
師匠に對つて

凡弟子小なりとて業然して師匠を毆つ者其の
人の敵ある罪二為如く中とまると師死し斬罪
小なり独り儒者のにけり凡藝能を習ふ者
も師を毆つれば律よりけり

威力制縛人

威力力を以てして人をして
よりせしむる罪と云

凡公侯とて官位設有吏とて中必竟民をかゝるめ
つたやかりとて去にり民ある者何事いりて次年論とる

下とて官位の中は許して律よりせしむる
自ら威力強き力を以てして人を自中
りしとて去にり及て杖八十有七事は
傷まるとして内は杖八十有七事は凡の剛強
の罪二為如く杖一百流三千里心ちを
死すれ殺罪より威力よりして人を
死せしむる罪と云又威力
力を以てして人を死せしめて先乃者或は
死せしむる又威力よりして人を死せしむる
人として杖八十有七事は凡の剛強
く死すれとる

條例

一 上京或外府別縣より去る籍之後

妻妾代給したくし妻の妾とすくたくしそとてい
れと死を論じ事申すべし

若婿たり者妻の父母代政者杖一百打傷ゆふに
はの剛政場の罪一考をゆる言痛くすし後す
打傷すし死すし折罪より

同姓親屬相毆

同姓の指忌しからぬ親を
親屬おほきに毆つる

凡同姓の疎きをより親をたのおまに致し杖八十
よきて指忌しからぬ親をた親をたよと家のはし
にけり杖より言ひしり杖より子方れ者しりして
きくても言卑の若くわたり杖八十内同上の親方より
方つるの剛政り杖より一考減し卑幼り方より一考
とゆるき杖より杖一百流二千言杖より杖より

しし傷きし死すし常の人共剛政の律より
て論じし杖八十折罪より

毆大功以下尊長

大功より卑の小功親麻の後のから親を
の内代より親方より者杖八十

凡本宗の親麻の弟妹又四方より親麻の弟妹
三後弟妹母方親麻の弟妹又四方より親麻の弟妹
姑の子女ととも内年幼り者杖八十
并母方より親麻の兄弟で致し者杖八十
一后小功の兄弟を致し者杖八十
一后一年大功杖七十後一年中
ら又各一考杖八十
一后小功の言屬より同堂伯叔父母及母の舅母姨の言屬杖七十
一后小功の言屬より同堂伯叔父母及母の舅母姨の言屬杖八十
一后小功杖七十後一年中杖八十後二年杖八十後三年杖八十

右別、夫が夫より一方の親を殺すこと、この親を殺す

り、若くは、其に同殺の律は、後、罪を論ずる。

若くは、長、此親より、彼麻の親を卑幼の婦、此方の親と、酷傷の

と、此方の親の一人、同殺傷の罪より、一考、減す、此方の親と、此方の親

あり、一考、減す、夫も、酷傷を、此方の親と、此方の親を、此方の親を、此方の親

若くは、妹を、此方の親の兄の妻を、此方の親と、此方の親の形、一考、減す、

一考、罪杖一百、流二千里、止む、死罪と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、兄姉より、若くは、才の妻を、此方の親と、此方の親の才、此方の親

及び、才の妻を、此方の親と、此方の親の罪、一考、減す、此方の親と、此方の親

兄姉、才の妻を、此方の親と、此方の親の才、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、才を、此方の親と、此方の親の才、此方の親と、此方の親と、此方の親

共姉妹の妻、此方の親と、此方の親の才、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、才に、同殺の律を、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻の死より、妻に、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

減す、若くは、妻の妻の子を、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻の子、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻の子、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

父の妻を、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

妻の子、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

子父の妻を、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、中妹、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

傷を、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

殺罪、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

敵妻前夫之子

前夫の妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

若くは、妻、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親と、此方の親

凡我祖父母父母人ノ跡ヲ付子孫ニ共ニ其ノ跡ヲ致セ
 一ニシテ偏ニ政者ノ折傷ノ上ノ事ナリハ罪ヲ褫
 下ノ事ナリハ折傷ノ上ノ事ナリハ罪ヲ褫
 乃飛ノ罪ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫
 一ニシテ流シ子アリテ城ニ居ル者ニ流シ二年ノ罪ニ至ル者
 付トシテ其ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫
 乃祖父母父母人ノ跡ヲ付子孫ニ共ニ其ノ跡ヲ致セ
 一ニシテ偏ニ政者ノ折傷ノ上ノ事ナリハ罪ヲ褫
 下ノ事ナリハ折傷ノ上ノ事ナリハ罪ヲ褫
 乃飛ノ罪ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫
 一ニシテ流シ子アリテ城ニ居ル者ニ流シ二年ノ罪ニ至ル者
 付トシテ其ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫

罵言

人ト志知リテ惡口雜言ナリト云
 罵言トシテ其ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫

罵人

人ト惡口雜言
 罵人トシテ其ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫

凡人ト罵者ハ若一十お上ニ惡口雜言一わすむいあ方
 一トハ若一十

罵制使及本管長官

天子の命をうけし者にして制使及び本管長官
 罵言トシテ其ノ律ニ依リ之者城ノ内ニ居ル者ナリハ罪ヲ褫

凡天子の勅令を奉リててお上ニ惡口雜言一わすむいあ方
 一トハ若一十
 乃官人ト罵リ軍士ト罵リ若一十お上ニ惡口雜言一わすむいあ方
 一トハ若一十
 乃指揮千戸百戸ト罵リ若一十お上ニ惡口雜言一わすむいあ方
 一トハ若一十
 乃長官ト罵リ若一十お上ニ惡口雜言一わすむいあ方
 一トハ若一十

の長友に罵らる者、つりまじし之を減とも又長友は折罰
たる依貳を所官に罵らる者も、つりまじし減とも又長友は折罰
依貳官を罵らる者、長友の罪一者減して杖八十、中官に罵らる者、長友を罵らる者、
依貳官より一者減して杖八十、中官に罵らる者、長友を罵らる者、杖七十、
その依貳官を罵らる者、杖六十、所官を罵らる者、杖六十、中官を罵らる者、杖七十、
長友を罵らる者、杖六十、中官を罵らる者、杖七十、

條例

一 公侯附馬、天子の誓、都府の官、伯、公侯伯、大功の官、亦ら
南京に京に文官の職事、つりまじし、上の友人を罵者
とて、遠制の罪、杖八十、折罰、杖八十、三箇月して、折罰、杖八十、
一 凡そ五門の外、つりまじし、杖八十、折罰、杖八十、
とて、つりまじし、杖八十、折罰、杖八十、
友人を罵者、二百りの杖、杖八十、折罰、杖八十、
遠制の罪、杖八十、折罰、杖八十、
又、つりまじし、杖八十、折罰、杖八十、

つりまじし、杖八十、折罰、杖八十、

佐職統屬罵長官

佐職、長官は折罰、杖八十、折罰、杖八十、
凡そ所官、杖八十、折罰、杖八十、
以上の官位、杖八十、折罰、杖八十、
罵者、杖八十、折罰、杖八十、
杖八十、折罰、杖八十、

奴婢罵家長

凡そ奴婢、杖八十、折罰、杖八十、
杖八十、折罰、杖八十、
杖七十、折罰、杖八十、

普代の男女の、
杖八十、折罰、杖八十、

父母及母を後妻又は親老の子たる父祖を公とゆへり父祖
の官職をけつて家財田宅を以て奪ひしめたりして
りたりしる事と雖も之を由にせしめて親を罵りしる原
るは事として死か減らされたり若くは若くは死を
原るる事として死か減らされたり若くは若くは死を
子孫のゆへにせしめては罪なりとす

妻毒罵夫期親尊長

妻毒罵夫の期年の母を罵る
伯叔父母姑の親類を罵る罪とす

凡妻毒罵夫の期親尊長は杖八十
若くは杖八十妻を毒罵る者杖八十
若くは杖八十妻を毒罵る者杖八十
若くは杖八十妻を毒罵る者杖八十
若くは杖八十妻を毒罵る者杖八十



妻毒罵故夫父母

夫死す妻毒罵父母は杖八十
後故の夫の父母を罵る罪とす

凡妻毒罵夫死して以後改りて父へ毒罵る者杖八十
の祖父母父母を罵る者杖八十
後罪より杖八十
若くは杖八十
若くは杖八十
若くは杖八十

大正十一年三月三日

東京府立第一女子高等学校

校長 佐野 文子

教員 佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子

佐野 文子



